

第54回農林水産省大臣官房経理課入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成22年2月1日)

開催日及び場所		平成21年6月12日(金曜日) 農林水産省共用第12会議室		
委員		春田 浩司(社団法人役員) 秋山 哲一(大学教授) 南 一誠(大学教授)		
審議対象期間		平成21年1月1日～平成21年3月31日		
審議対象案件		41件 うち、1者応札案件4件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
抽出案件		8件 うち、1者応札案件1件 (抽出率19.5%) (抽出率-%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率-%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			工事希望型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争	2件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約(不落随意契約)	1件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		変更契約	3件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		業務	一般競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	指名競争		公募型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			簡易公募型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	随意契約		公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			簡易公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			標準型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		その他の随意契約(不落随意契約)	0件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	

(特記事項) 特になし		
	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員からの意見・質問、それに対する回答等		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	
[これらに対し部局長が講じた措置]		

事務局：大臣官房経理課総務班

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

別紙

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>(指名停止報告関係)</p> <p>西松建設の指名停止に関して社会的に大変関心を集めているので、慎重に検討していることと思うが、各省庁とも大体同じ時期に同じ程度の指名停止期間を設けたのか。</p>	<p>国土交通省等の情報を参考に、指名停止措置要領に基づいて、同程度の指名停止期間を設定した。なお、各省庁の実態は、把握していないのでわからない。</p>
<p>(1 件目の抽出工事関係)</p> <p>1 施工条件で、環境負荷低減に留意することが義務づけられているが、一方で環境負荷低減の提案としてLED照明を仮設照明器具として使用するとあるが、実際には各社から出てきた提案の中には、この環境負荷低減に関することはなかったのか。</p> <p>2 環境負荷低減に対して必ず何か提案しているのか。</p> <p>3 C社から提案があった、LED器具の使用についての技術提案は、発注者側であらかじめ用意していた考え方であったのか。それともこの企業が提案してきたものなのか。</p> <p>4 一般競争入札の拡大型の発注方法はどのように行われるのか。また、積極的試行拡大とはなにか。</p>	<p>1 施工条件については、「本工事における考慮すべき施工条件」である。条件2の「環境負荷低減に留意する」という事項については、C社から「LEDを使った仮設照明の使用」という提案があり、標準仕様以上の技術提案として評価をしている。</p> <p>2 「施工計画上考慮すべき事項」で、環境負荷低減について、全ての社が技術提案をしている訳ではない。また、技術提案をしている場合においても、標準仕様書以上の内容ではないと加点していないので、この加点候補リストには記載されていない。</p> <p>3 企業からの提案である。</p> <p>4 一般競争入札の場合、基本的に予定価格が2億円以上の案件について一般競争入札を行うことになっている。ただし、事務量等に留意して、2億円未満についても積極的に一般競争を行うということであり、当方も2億円以下の場合であっても、積極的に一般競争入札を行ってきている。</p>
<p>(2 件目の抽出工事関係)</p> <p>1 発注者が指定した施工上の課題への対応と発注者が指定した部材・工法等の品質の確認方法、管理方法についてT社の提案はあったが標準案の範囲内であったという判断なのか。</p> <p>2 必ず何か提案させる総合評価の方法もあると思われるが、かえって応札者を少なくしてしまうため標準案を選択できる方法を探っていると理解しているのか。</p> <p>3 応札者数が2者、または3者あったが、結果として資格要件により1者になったのか。経緯等について伺いたい。</p>	<p>1 すべての項目に対し、「標準案」を選択するという内容で提出された。</p> <p>2 そのとおりである。標準案を選択してもよいが、その場合、加点されないことになる。</p> <p>3 今回2者応募があったが、1者は、同種の工事の施工実績を証明する資料が提出されなかったため、失格となった。</p>

- 4 今回と同様のケースは一者応札案件として取り扱うのか。それとも申請は2者以上あったが、資格要件に満たなかったため結果的に1者になってしまったと取り扱うのか。
- 5 総合評価落札方式は予定価格の範囲内であることが原則だが、引き続いて2回目、3回目と入札を繰り返しているが問題はないのか。
- 6 途中から不落にして随意契約に変更できないのか。

(3件目の抽出工事関係)

- 1 今回の工事のランクをDランクとし、指名競争方式で入札しているが、合同庁舎は免震工事を行っており、同じ工期の中で工事を行ったのか。
- 2 改修方法について、階段室既存床仕上げは人研ぎであり、ビニル床シートに張替えることは、グレードを下げることにならないか。改修前は、どの様な不都合が生じていたのか。部分的な補修、又はオーバーレイの方が工事費も安く済むと思われるが、この工法を選択した理由は何か。
- 3 今後すべての階段をこの方向で改修するのか。また、地階廊下の天井をルーバーに改修したことについて、地階の廊下にルーバーを使用するのは少し贅沢なのではないか。何か特別な理由があったのか。
- 4 もともとは露出だったのか。
- 5 全体の改修工事の中で行えなかったのか。

(4、5、6、8件目の抽出工事関係)

- 1 機械設備新設その他工事は、建築工事とあわせて延長したわけだが、その理由は何か。
- 2 設備のその2というのが出ているがこれは年度末で終わっているのか。

- 4 一者応札案件として取り扱う。
- 5 残り期間等を総合的に複数名で判断した結果、入札を行ったところである。
- 6 随意契約については一般競争入札が真に困難な場合でないと認められないため、工期が迫っているなどの理由でないと移行できない。

- 1 免震工事とは、全く別の工事である。
- 2 階段の改修についてはエレベーターホールも一部残っているが、人研ぎ部分のひび割れ、あるいは穴があいたため、通行上の危険が発生するため、中央部分はこれ以前に改修を終えているが、今回は北側を改修した。
- 3 そのとおりである。なお、地階廊下天井にルーバーを取り付けている理由は、現在、地下を会議室として整備していることと配管が廊下の天井を走っていることからメンテナンスを考慮しての設計である。
- 4 そのとおりである。
- 5 免震工事については、国土交通省の官庁営繕費で官庁営繕部が発注している。本件は、各所修繕費で当省が発注したものである。

- 1 基礎工事で、建物の支持地盤として、不適切な地盤が見つかったこと等による工事期間の延長である。また、機械設備との関連についてであるが、浄化槽の解体は建築工事の変更に含まれており、新設の浄化槽ができ上がった後に、建築工事で解体し、解体後、既存の排水管の切替えを行わなければならない等、建築工事と密接に関連する工事であった。
- 2 建築工事、電気設備工事、機械設備工事2件の4つの工事をすべて6月30日まで工期を延長している。

- 3 その2工事でなく機械設備新設その他工事の変更契約として発注すればよかったのではないか。
- 4 変更として随意契約するのと同じような算出の仕方なのか。
- 5 業者は別の業者が落札したのか。
- 6 土の状況、地盤の状況は工事が始まらないとわからないものなのか。あるいは設計段階の問題なのか。
- 7 撤去した宿舍の敷地については、財務省に返還するために浄化槽を撤去したのか。
- 8 財務省に返還した後、使用目的は何かあるのか。
- 9 活用できると判断されたわけか。
- 10 地中埋設物を全部撤去して返還するのが原則なのか。杭は撤去しなくてもよいのか。
- 11 浄化槽を解体撤去して返還するということはもともと決定していたはずだが、それが変更契約で追加になっているのはなぜか。
- 12 2者より応札があったが、2回入札して、2回とも予定価格の範囲以内に達していなかったため、2者に対して見積もりを請求したが、1者が辞退したのか。
- 13 見積り合わせに入るケースについて、今回は2者だが、例えば5者ぐらいいて、それぞれが皆、予定価格以内に入っていなかった場合にはどうするのか。

(7件目の抽出工事関係)

- 1 今回減額変更だが、ライニングや、プライマー塗布ができない理由は何か。
- 2 地下水が外から入ってくるということか。
- 3 研究用水ということは排水ではなくて、使用用途は研究用の給水として配るのか。
- 4 農業用水では外から水が入ると研究に支障

- 3 当初の工事に直接関係のないものを、変更工事に含ませるのは適切ではないと判断し、別契約にした。共通費の算出については当初分とその2分を合算して、経費を算出している。
- 4 そのとおりである。ただし、落札率はかからない。
- 5 機械設備工事を請負った業者がその2も落札した。
- 6 設計段階で平板載荷試験を1カ所実施したが、把握できなかった。工事中の掘削で状況がわかった。
- 7 そのとおりである。
- 8 返還の理由としては建築面積に対して敷地が広いと判断されたことによる。
- 9 そのとおりである。
- 10 杭についても撤去するケースはあった。
- 11 当初予算を組み、入札公告を出したが、予算額と実行の金額が合わなかった。その後、予算が捻出できたため、その2工事として発注した。
- 12 そのとおりである。
- 13 入札は、ケースバイケースで、その時の状況によりやり直しを行う場合もあり、不落の随意契約を行う場合もある。入札は、原則は2回ということだが、3回目の入札を行うこともある。

- 1 配管の水を抜いて、管内を研磨していたところ、地下水が浸入している部分があり、乾燥しないとライニングができないため中止した。
- 2 そのとおりである。国道の地下部分の施工中に、地下水が浸入している箇所が見つかり、浸水している前後約400メートルにわたり施工不能であった。
- 3 農業用水である。
- 4 漏水をしている状態である。

を来すのではないか。

5 漏水というのは、外に漏れているのか。

6 まだ完成していないのか。

7 本年度に入ってから発注はしたのか。

5 通常では、漏れている。管内の圧力が変われば外からも入ってくる。道路管理者とも協議したが、実際にわかったのが3月上旬で3月31日までにはこれらの工事の対処ができないことから、次年度予算要求して、掘進工法等で改修する予定である。

6 その部分については、ライニングも施工できず、漏水している状態である。

7 今年度の予算が掘進工法を行うまでの金額がないため、22年度に改めて行う予定にしている。